

平成21年度群馬県土壌汚染対策専門家会議の開催結果概要について

坂東工業団地周辺の土壌・地下水問題への対応を検討する一環として、昨年度、群馬県土壌汚染対策専門家会議を設置し、これまでの調査結果等について、専門家から意見を伺ってきました。

平成21年度の会議が終了し、結果を取りまとめましたので、その概要についてお知らせいたします。

1. 専門家会議委員

座長 中杉 修身 元上智大学大学院地球環境学研究科教授
大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授
駒井 武 独立行政法人産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門 副研究部門長
角田 欣一 国立大学法人群馬大学大学院工学研究科教授（群馬県環境審議会水質部会長）
細見 正明 国立大学法人東京農工大学共生科学技術研究院教授（現同大学工学研究院）

2. 開催経過

第1回 平成21年 7月 7日 都道府県会館（東京都千代田区）

第2回 平成21年11月19日 同上

第3回 平成22年 1月28日 同上

なお、この他に現地説明会（平成21年8月4日、7日）を開催しました。

3. 意見の概要

(1) 調査結果の評価・解析について

県が実施した調査結果（水道水源が埋設物に起因する地下水汚染の影響を受ける範囲内にある）について、概ね妥当と考えられる。

(2) 土壌汚染対策法第5条の適用の可否について

県が実施した調査結果からして、本事案は、法第5条の調査命令の適用要件を満たし、対策が必要な物質は、現に地下水汚染が生じているテトラクロロエチレン（その分解物を含む）であると考えられる。

(3) 汚染原因者の考え方について

法律上では、汚染原因となる物質を埋め、飛散、流出、地下に浸透させた者を汚染原因者としており、関係者の位置づけについて整理を行ったが、今後も調査検討が必要。

(4) 対策の方向性等について

水道水源への影響を回避する観点から、汚染物質の除去・地下水汚染の拡大防止等の対策が必要であるが、対策手法については、今後、検討を行う必要がある。

また、テトラクロロエチレン以外の汚染物質^{*}については、対策時に適切に措置を行う。

^{*}追加調査を実施したところ、カーバイド滓中にダイオキシン類による汚染があること（最高濃度75,000pg-TEQ/g（参考：特別管理産業廃棄物（汚泥）基準3,000pg-TEQ/g））が確認されました。なお、埋設地内の表層土壌及び周辺地下水中（埋設地直下等）のダイオキシン類濃度は、何れも環境基準値の1/10以下で一般環境における濃度と同程度であり、水道水源（埋設地1km以南）を含め周辺環境への影響はありません。

（参考）TEQとは毒性等量のことをいい、国際的にダイオキシン類の毒性評価に使用されています。

4. 今後の予定

平成22年度の専門家会議においては、対策手法等についてご意見を伺うこととしています。

また、県では、土壌汚染対策法の適用を視野に、本事案の解決に向け、関係者との協議を行うこととしています。